

令和4年5月30日

各 位

会 社 名 木 村 化 工 機 株 式 会 社 代表者名 代表取締役 取締役会長兼取締役社長 小林 康眞 (コード番号 6378 東証スタンダード) 問合せ先 取締役管理部門長 粂 芳明 (TEL, 06-6488-2501)

# 定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更の件を令和4年6月24日開催予定の 第75期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたしま す。

記

#### 1. 変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が令和4年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。
- (2) その他、定款内における形式の整合性を図るため所要の変更を行うものであります。
- 2. 変更の内容 変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示しております。)

## 現行定款 第1条~第13条 (現行どおり) 第1条~第13条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開 (電子提供措置等) 示とみなし提供) 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類お 株主総会参考書類等の内容である情報に よび連結計算書類に記載または表示をす ついて電子提供措置をとる。 べき事項にかかわる情報を、法務省令に定 めるところに従いインターネットを利用 する方法で開示することにより、株主に対 し提供したものとみなすことができる。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のう (新設) ち法務省令で定めるものの全部または-部について、議決権の基準日までに書面交 付請求をした株主に対して交付する書面 に記載することを要しないものとする。

## 現行定款

第15条~第38条 (条文省略) (買収防衛策の導入等)

第39条 当会社は、当会社の財務および事業 の方針の決定を支配する者の在り方に関 する基本方針に照らして不適切な者によ って当会社の財務および事業の方針の決 定が支配されることを防止するために、当 会社の発行する株式その他の権利の買付 行為に関して、当該買付行為を行う者が順 守すべき手続きおよびこれに違反する者 に対する対抗措置等の対応策(以下、「買収 防衛策」という。)を定めることができる。

## (条文省略)

第40条 (条文省略)

附則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過 措置)

第69期定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に 関する会社法第423条第1項の損害賠償責任 を限定する契約については、なお従前の例に よる。

(新設)

#### 更 変 案

第15条~第38条 (現行どおり)

(買収防衛策の導入等)

第39条 当会社は、当会社の財務および事業 の方針の決定を支配する者の在り方に関 する基本方針に照らして不適切な者によ って当会社の財務および事業の方針の決 定が支配されることを防止するために、当 会社の発行する株式その他の権利の買付 行為に関して、当該買付行為を行う者が順 守すべき手続きおよびこれに違反する者 に対する対抗措置等の対応策(以下「買収 防衛策」という。)を定めることができる。

2 (現行どおり)

第40条 (現行どおり)

附則

(社外監査役の責任限定契約に関する経過 措置)

第1条 第69期定時株主総会終結前の社外 監査役(社外監査役であった者を含む。)の 行為に関する会社法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約については、なお 従前の例による。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措 置)

- 第2条 定款第14条の変更は、会社法の一部 を改正する法律(令和元年法律第70号) 附 則第1条ただし書きに規定する改正規定 の施行の日(以下「施行日」という。)から 効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6 か月以内の日を株主総会の日とする株主 総会については、現行定款第14条は、なお 効力を有する。
- 3 本条の規定は、施行日から6か月を経過 した日または前項の株主総会の日から3 か月を経過した日のいずれか遅い日後に これを削除する。

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 令和4年6月24日 (予定) 定款変更の効力発生日

令和4年6月24日(予定)